

■ 病理・細胞診検査のページ

病理検査は以下の4つからなります。

1.組織診断

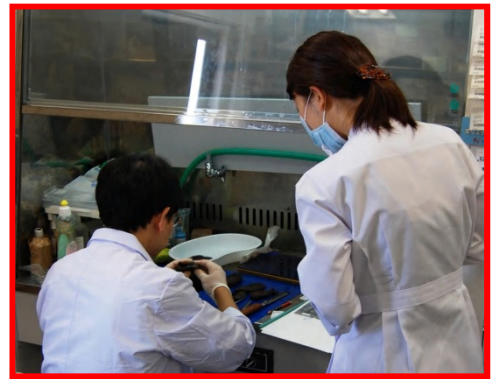
臓器を構成している組織の細胞の形態変化から病気の診断、分類を行う検査です。

内視鏡検査などで採取した生検材料や、手術で摘出された臓器などを顕微鏡で観察できるように標本にして病理医が診断します。

病理システムを取り入れ検体取り違い等の医療事故防止に努めています。

また、自動免疫染色装置を導入し、腫瘍の確定診断、組織型推定。治療法の選択などを判定する際に迅速に報告することが出来ます。

* 至急生検材料を概ね3日、その他は1週間程で結果報告するように心がけています。



2.細胞診断

尿や痰のように排泄されたものや、乳腺・甲状腺・子宮頸部などから針や綿棒などを用いて採取した細胞に癌細胞があるかどうかを診断します。

検体採取の際、患者様に侵襲が少ないため、反復検査が可能です。

* 当院では至急検体は 2～3日で結果報告するように心がけています。

* 当院では日本臨床細胞学会の教育認定施設を取得しています。

3.術中迅速診断

手術中に病変切除断端に腫瘍の有無、リンパ節転移の有無などを診断します。

手術続行の可否や手術式の変更にとっても重要でスピードが必要な検査です。

バーチャルスライドシステムを導入し、大学病院と連携を届出しているため、いつでも術中迅速診断が可能です。

4.病理解剖(剖検)

不幸にしてお亡くなりになった時、診断が本当に正しかったのか、適切な治療がなされていたのか、あるいは治療効果がどの程度あったのか、死因は何であったのかなどの原因究明し、医療に役立てるために行います。

病理検査室 担当者

- ・ 非常勤病理医 3名
- ・ 細胞検査士 3名

